

社協だより

第169号

2016.3.1

点字・墨字版あります

【編集・発行】社会福祉法人 直方市社会福祉協議会 〒822-0034 直方市大字山部616-145

TEL 0949 (23) 2551 FAX 0949 (23) 2552

e-mail: nogata-shakyo@fuga.ocn.ne.jp HP: http://www.nogata-shakyo.org/

災害への備え 忘れてませんか



11月29日に実施した災害ボランティアセンターの設置運営訓練でボランティア受付について演習する参加者

もくじ

●日常生活自立支援事業…………… 2

●地域の輪 (直方お手玉の会)
情報の広場 (障害者差別解消法)
図書室 (まあ、空気でも吸って

“人と社会 人口呼吸器の風がつなぐもの”) …… 3

●お知らせ (男性介護者の集い/第41回

ボランティアの集い/るーぶる廃止のお知らせ)

ご寄付…………… 4

(田中)

した。感謝。

て楽しく旅をす
心がほこほこし
張してのぞみますが、今回は
私は息子との旅をいつも緊
機から降りられました。

とり旅の女性は、息子に「旅行
を楽しんでね」と言って飛行

も何度もビデオの操作方法を
教えてくれました。その後、ひ

私がお札をいうと女性は気に
しないでいいと、繰り返し

ビデオを操作してくれました。
と番組表を見せながら女性は

ビデオを観る用意をしていま
した。なかなか上手くないか

知人を訪ねて、知的障害を
持つ息子と親子でバンコクを

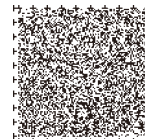
冬休みの旅

kantera

カンテラ



日常生活自立支援事業実施体制見直し



福岡県社会福祉協議会（以下県社協）では、認知症・知的障害・精神障害等で判断能力が不十分なために、日常生活に支障をきたしたり、不安を抱える方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う「日常生活自立支援事業」を実施するにあたり、県域を3基幹的社協（久留米市、田川市、県社協）でエリアを分けて取組みを進めてきました。

福岡県では、587名（平成27年11月末現在、独自運営除く）の方が利用され、認知症高齢者等が約5割、知的障害者等が約2割、精神障害者等が約3割で、近年の傾向として、障害者の地域生活移行等の施策が影響しているのか、精神障害者等の割合が増えており、また、この事業利用のきっかけは、関係機関からの相談が多くなっているとのことでした。

さて、契約件数が増加する中、県社協では現状の実施体制を見直し、3基幹的社協から9

基幹的社協への増設を行うことになり、本会は平成27年10月より基幹的社協として、直方市・中間市・宮若市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町・小竹町・鞍手町を担当することとなりました。お住まいの市町村社協にご相談いただくと、本会が相談を引き継ぎ契約に向けお手伝いします。

最初に、サービス内容に関して述べましたが、買い物支援、施設や病院の入所・入院の手続き、預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き等の内容は支援出来ません。

利用料は、1時間まで1000円、その後30分を超える毎に350円加算され、また、預金通帳など日常的に使う書類（お住まいの社協で保管）の預かり料として月350円、年金証書等、普段取り扱わない書類等（基幹的社協の貸金庫等で保管）の預かり料として月250円です。ただし、生活保護を受けている人は、全て無料になります。



【利用者の声】

今回、この事業を利用して5年のAさんに事業の感想を伺いました。

―利用するきっかけは？―

携帯代を使いすぎたり、お金をあるだけ使って2ヶ月もたせないといけないところもたなかった。そんな時知人から利用してみませんかとお話がありました。

―利用当初の気持ちは？―

通帳を預けてどうやって生活するの？お金がなくなつたようでさみしくなりました。

―その後の気持ちは？―

慣れてくると生活のリズムが出来てきました。以前はお金を大雑把に使っていたけど、今は、考えながら使うようになりました。

―今後は？―

続けていった方がいいのではないかと思います。やめたとしてもまた大雑把になってしまふ。ただ、自分がこの事業から離れていくのであれば、お金の出し入れを教えてもらったよう

にしていききたいです。

不安もあります

が、そろそろ卒業

したいとも思います。

―有難うございました。―

Aさんに限らずお金を管理してもらうことに皆さん不安を感じられるようですが、管理してもらうことで生活が安定してきました。という良い点も挙げて下さいました。お金の使い方不安のある方は、まずはご相談下さい。



一般社団法人生命保険協会北九州協会様からこの事業で使用する福祉巡回車を寄贈していただきました



地域の輪

地域に根ざした独自の
福祉活動をご紹介します。

直方お手玉の会

1月の第2水曜日に中央公民館を訪れました。教室に近くと中から弾けるような笑い声が聞こえてきました。
部屋に入ると20名近くの人たちが元気に話し合いをしていました。

「直方お手玉の会」の皆さんでした。発足して6年目を迎えるこの会の代表者の石山さんにお話を伺いました。

最近、お手玉の効用が見直されているそうです。(一)集中力を高めたり、(二)動体視力の衰えを防いだり、(三)脳が活性化したりして、健康寿命を伸



↑お手玉をまわしながら楽しく



↑お手玉遊びを楽しむ時の数え歌

ばすのに役立つそうです。

毎月第2水曜日と第4水曜日に中央公民館で20余名の人がお手玉を使って楽しんだり、お手玉を作ったりしながら、地域の公民館や施設訪問の計画を立てているそうです。

さらに最近では、小学校や幼稚園、子育て支援センターにも出かけ、おはじきなどの昔遊びも教えて幼児にも喜ばれているそうです。高齢社会になり、健康寿命を伸ばしていきたいこととした人生を楽しんでもらえるよう貢献していきたいとのことでした。(石黒)

情報広場

障害者差別解消法が4月1日よりスタートします

障害者差別解消法は、障害

○合理的配慮の不提供

害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を旨として、平成25年6月に公布され、平成28年4月1日に施行されます。

○同法のポイント

行政など公的機関と民間事業者による「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が、禁止されています。なお障害者雇用や個人は(思想や言論も)同法の対象ではありません。

○不当な差別的取扱い

例えば、障害を理由として、スポーツクラブに入れない、アパートを貸してもられないなどのサービス提供や入店を拒否することです。※他に方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともあり

○公的機関と民間の違い

公的機関には、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮」の法的義務があります。が、会社・お店などには、「差別的取扱いの禁止」だけが法的義務で「合理的配慮」は努力義務となります。また相談や紛争解決のため、行政機関に苦情相談窓口などの仕組みもあります。

(藤田)

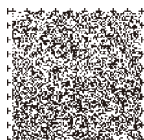
図書室



「まめ、空気でも吸って」
人と社会 人工呼吸器の
風がつなぐもの

著者 海老原宏美・けえ子
発行所 現代書館
直方市立図書館所蔵

脊髄性筋萎縮症Ⅱ型という難病を持ち、成長する障害と共に地域で当たり前に生きる。宏美さんは、重い障害があっても、自ら進んで他人と関わるのが仕事と心得ている。動けばまわりが変わる。人となれば社会が変わる。「困っている」ということが、どこかで誰かの役にたっている、というプラス思考。「福祉」って、障害者や高齢者のためだけではなく、「すべての人が、幸せに生きる」ためのもの。「障害」って、歩けない、眼が見えない等、機能不全等は今や旧い認識。車いすだと街中段差で歩きにくい。眼が見えないと看板や文字がわからず情報を取得しにくい。つまり社会の中で生きづらい様々なこと。思いのままに書き綴り、爽やかな空色を心に残す。(広田)



第41回直方ボランティアのつどい 〈part2〉を開催します。

今年度の直方ボランティアのつどいでは、福祉制度の矛盾や生きづらさを当事者の目線で学習することで、私たち（ボランティア）にできることは何かについて学習しています。

2回目の講師は、特定非営利活動法人 しょうがい生活支援の会すみか 代表理事 芹田洋志（せりた・ひろし）さんです。ボランティア活動や内容に関心のある方はどなたでもご参加ください。

- と き：平成28年3月21日（月・祝）
13時30分から15時
- と ころ：直方市総合福祉センター
（直方市大字山部616-145）
- 主 催：直方市ボランティア連絡協議会
直方市社会福祉協議会
- 共 催：障がい者問題を考える直方市連絡会議
- 申込方法：TEL・FAX・メールなど
- 問い合わせ：直方市社会福祉協議会
Tel 0949（23）2551

男性介護者のつどい 〈第4回〉を開催します。

「介護者にも笑顔が必要」「自分の時間も大切にしている」「聞くこと、話すことで気持ちが楽になる」「今思うと介護させてもらっていた」…これは男性介護者のつどいでの会話の一部です。このつどいは、介護者（経験者）が参加し、同じ立場で話をするすることで、今日を生きる力を共有する場です。

- と き：平成28年3月23日（水）
13時30分から15時30分
- と ころ：直方市総合福祉センター
（直方市大字山部616-145）
- 対象者：男性介護者の方
（奥様やご両親などを介護している方。もしくはその経験をされた方）
- 内 容：介護についての学習（排泄ケアなど）や意見交換（参加費無料）
- 申込方法：TEL・FAX・メールなど
- 主 催：直方市社会福祉協議会
- 共 催：認知症の人と家族の会直方
- 問い合わせ：直方市社会福祉協議会
Tel 0949（23）2551



ご寄付ありがとうございます。
ご支援をお願いします。



平成27年11月11日から平成28年2月10日
12件 合計金額 170,000円
（お名前は承諾された方のみ掲載、敬称略）

香典返し寄付金

- | | |
|----------------|----------------|
| ●丸山町 飯野 加代子 | ●頓野 皆川 章一 |
| ●下新入 (故) 岡 壽恵子 | ●下 境 (故) 下瀬 清子 |
| ●永満寺 久保 勝子 | ●中 泉 矢澤 文子 |
| ●頓野 大塚 吉子 | ●感 田 (故) 安部 健史 |
| ●感 田 梶原 絹代 | |
| ●知 古 (故) 柴田 一郎 | |
| ●下 境 久保田 香代子 | |
| ●下新入 (故) 香田 勝利 | |



るーぷる（相談支援事業所） 廃止のお知らせ

障害者相談支援センターるーぷるは、平成15年10月に障害者生活支援センターとしてスタートし、今日まで約12年間事業を続けてまいりましたが、この度、直轄地区全体の相談支援体制の見直しがあり、平成28年3月をもってまして廃止することとなりました。サービス利用計画等の作成中の方などが、安心して継続した支援が受けられるよう、随時、他の相談支援事業所への引き継ぎをさせていただいているところですので、最後までご協力の程よろしくお願い致します。

皆様からの
声をお待ち
しています

社協だよ

りを読まれた感想やご意見はもちろん、地域の福祉活動に関する情報などがありましたら、本会までご連絡ください。

〈問い合わせ〉

直方市社会福祉協議会



普段の暮らしの中で、多くの人たちは、自由にちよつと立ち寄れる場所がいくつもあると思います。

このような場所を自分たちでつくることが出来にくい障がいを持つ人が、自由に気兼ねなく立ち寄れる居場所がいくつもあるといいですね。
（田中）

